

第百二十回国
参議院大蔵委員会會議録第六号

平成三年三月十八日(月曜日)

午後一時開会

委員の異動

三月七日

辞任

真島 一男君

補欠選任

下条進一郎君

三月十六日

辞任

吉川 芳男君

補欠選任

井上 章平君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

大河原太一郎君

梶原 清君

倉田 寛之君

鈴木 和美君

本岡 昭次君

峯山 昭範君

井上 章平君

石川 弘君

大島 慶久君

斎藤栄三郎君

中村 太郎君

野末 陳平君

藤田 雄山君

宮崎 秀樹君

赤桐 操君

稲村 稔夫君

前畑 幸子君

村田 誠醇君

和田 教美君

近藤 忠孝君

三治 重信君

国務大臣

大蔵大臣

下村 泰君

橋本龍太郎君

政府委員

大蔵政務次官

大蔵省主計局次

長

大蔵省関税局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

自治大臣官房審

議官

常任委員会専門

員

事務局側

説明員

経済企画庁総合

計画局計画課長

国土庁地方振興

局特別地域振興

課長

厚生大臣官房老

人保健福祉部老

人福祉課長

厚生省社会局庶

務課長

厚生省社会局施

設課長

厚生省保険局国

民健康保険課長

辻 哲夫君

松本 省藏君

龜田 克彦君

森末 暢博君

佐藤 達三君

中村 秀一君

村田 誠醇君

本日の會議に付した案件

○航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大河原太一郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

○国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となり

ました国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となり

ました国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となり

ました国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となり

ました国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となり

ました国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となり

ました国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となり

ました国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となり

ました国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となり

ました国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となり

ました国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となり

ました国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となり

ました国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となり

ました国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となり

ました国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となり

ました国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となり

ました国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となり

ました国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となり

ました国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となり

ました国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となり

ました国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となり

ました国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となり

ました国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となり

ました国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となり

ました国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となり

ました国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となり

ました国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となり

ました国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となり

ました国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となり

ました国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となり

ました国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となり

ました国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となり

ました国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となり

ました国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となり

ました国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となり

ました国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となり

しか審議できない、こういう形態が出てくると思
うんですけれども、これは、いい悪いは別としま
して、国会の中で一生懸命議論をするためには、
こういう形態で法案が提出されるということには
我々議員が審議をする立場からすると非常に不都
合な形態だと思ふんですけれども、これに対する
大蔵大臣の見解をお聞きしたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 従来から、私自身も
衆議院の一議員として考えてみましたとき、今回
のようにある程度たくさん法律を一つにまとめ
て政府が国会に提案をしてまいりますケース、ま
た分離して提出してまいりますケース、さまざま
ケースがございます。ある程度関係法を束ねてま
いります形態の典型的な法律の一つに例えれば戦傷
病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律
案、これらの法律の場合には相当広範囲なものが
常に一つの問題として提出をされております。

そうしたものを考えてみますと、ある程度個別
法によりももちろん独自の世界は持つわけでありま
すけれども、共通の基盤を有している法律という
のがそうした提案のされ方をしておるようには私
は思います。

そうした点から考えてみますとき、今回の法案
に盛り込まれております各措置というものが、平
成年度の補助金一括法に盛り込まれた措置
のうちで二年度末に期限が到来するすべての暫定
措置について、改めて国、地方の財政事情、国と
地方の機能分担、費用負担のあり方などを勘案し
て一体的、総合的に見直しを行った結果によるも
のであります。いずれも最近における財政状況
及び累次の臨時行政調査会あるいは臨時行政改革
推進審議会答申の趣旨を踏まえて行われる財政上
の措置である、また国の補助金あるいは負担金等
について行われる措置である、また財政資金の効
率的使用を図るために行われる措置であり財政収
支の改善に資するものである、また平成三年度か
ら平成五年度までの臨時特別措置であるという共
通の性格を有しております。

なしていることから一括して改正することとされ
たものと、そのように御理解をいただきたいと思
うのであります。ただし、補助率カットの対象と
なります法律のうちで三年度末または四年度末に
期限が到来するものにつきましては、補助率カッ
トの規定も当該期限までの規定となるわけであり
ます。

このように一括して改正をすることは、従来の
補助金一括法の場合と同じように、法改正の趣旨
を明らかにする、その趣旨に基づいてとられる各
措置を総合的に把握する上でも、各事項について
の従来からの特例措置の経緯を把握する上でも、
適切な形である、私はそのように考えておりま
す。

○村田誠雄君 全体的にくくった方がわかりやす
い、こういうことだと思ふんですが、今回提案さ
れていきます過疎地域活性化の特別措置法の一部改
正案、これは本来過疎法そのものの自体が国会の
地方行政委員会にかかっているものかと思ふん
ですけれども、そのうちの一部分だけを持つてく
るというやり方、これもちょっと、本法そのものが
かかっているんであればそちらに入れて審議をす
べきものかと思ふんですけれども、その点はいか
がでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は今委員が御指摘
になりましたような整理の仕方もあろうかと思
います。

しかし、過疎法としての性格に着目して整理
をするのか、あるいは、補助金あるいは負担金と
いったその事象の性格によつて分類をするのか、
私はそのどちらの分類の仕方でも成立し得ると思
います。そして、今回たまたま補助金あるいは負担
金等についてこうした措置が行われる法律案が相
当数ございましたために、過疎法としての性格か
らの分類ではなく、補助金あるいは負担金とい
った性格からこの一括法に含めるといふ形態をと
つたものと考えておりまして、私はどちらでなけれ
ばいけないというルールはないと思ひます。
政府といたしましては、この性格から考えて補

助金あるいは負担金といったものについての統一
的な今回の法律の中にこれを加える方がより望ま
しい形である、そのように判断をした結果と御理
解をいただきたいと思ひます。

○村田誠雄君 この提案理由の中にも書いてござ
います、地震再保険特別会計及び自賠責保障法
の関係も今回一本にして提案されているわけだ
ね。これは補助金とは明らかに性格が違うものを
一本の法律にしているんじゃないかと思ふんです
けれども、これをこういうふうな特にくくったと
いうのはどういう理由でございましょうか。

○政府委員(小村武吉君) 今回の補助金特例法案の
中に御指摘の公的保険の事務費につきましてもの
繰り入れ特例を一括化して入れさせていただいてお
ります。

その中で、地震再保険に係る繰り入れにつきま
しては、これは被保険者が負担する保険料の軽減
を図る目的で事務費の一部または全部を一般会計
で従来負担をするということになっております。
それから自賠責についても、同様に事務費の一部
または全部について一般会計が負担をするという
事項がございます。

こうした事項につきましても、いずれも国の負担
金という性格を持つておりますので、今回、地方
公共団体に対する補助金、負担金と同様の取り扱
いをいたしたいということと今回の一括法の法に
盛り込んだ次第でございまして、行革特例法以来
こうした取り扱いをさせていただいております。

○村田誠雄君 それではこの問題はこの一問をも
つて終わりますと別の問題に移らさしていただき
たいんですが、前回補助率を改定したとき
には一本じゃなくして法案を分割してやっていた
わけですが、今回それをとらなかつた理由
はどういうところにあるんでしょうか。

○政府委員(小村武吉君) 六十年度以来補助率の関
係の法律を御提案申し上げた中で、六十二年の改
正に係る分のみ一括の方法をとらせませんでした。
これにつきましては、当時の円高の急速な進展
のもとで内需拡大策として公共事業の事業費を確

保するというところで、六十一年度の補助金特例
法、これは一括でございまして、その適用期間中
でございましたが、公共事業に係るもののみでござ
います。ほかの一括法は非公共事業に係るもので
ございまして、そのときは公共事業に係るもの
のみ一層の引き下げをお願いしたということであり
まして、このときは、全体の国、地方の負担のあ
り方といった総合的な見直し、あるいは各省全体
を通ずる統一した基準によつて見直したもので
はない、いわば部分的見直しでございましたし、関
係法律も少なかったということ、一括せずに各
省庁ごとに法案を取りまとめた次第でございま
す。

○村田誠雄君 これは主として地方自治体の財政
に関する部分でございまして、地方自治という
観点からしますと、自治体の財政面で確立するこ
とが一番大切なことだと思ふわけです。それで、
臨時行政改革推進委員会でも「国と地方の関係等
に関する答申」の中できちんと自主的な財源を含
めて財政的に確立をすることが必要であるとい
うことを指摘しているわけですが、大蔵大臣
は国の財政を預かる方の立場としてある意味では
出す方でございまして多少意見が違ふのかもしれ
ませんが、地方自治を進めていく上で財
政面での自主性というのでしょうか、自主財源を
確立するという方式が大切だろと思うんです。
まずその点に関する認識、御意見を聞かせてくだ
さい。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 大変お答えをしにく
い問題でありますけれども、一般論として申し上げ
ます場合に、ややもすると国の財政と地方の財
政を対立してとらえられる御議論がございます。
私は必ずしもそういう議論が正しいとは今日まで
も考えてまいりませんでした。

一方、事務事業の配分の中におきまして、当然
のことながら国と地方との間における財源の移動
というものも生じるわけでありますし、また都道
府県レベルと市町村レベルにおける事務の配分を
考えましたときには地方の中における財源の移動

というものもございます。

そうした中で、新行革審が平成元年の十二月二十日に「国と地方の關係等に関する答申」というものを出しになりました。そしてこの中におきまして、まさに「その費用負担についても、事務の主体が費用を負担するという原則を尊重していかねばならない。この見地からは、補助金等については、地方公共団体の自主性に委ねるべきものにあつては、その廃止や一般財源化等が進められなければならない。」という指摘がなされております。今後ともこの答申を最大限に尊重しながら、補助金等について一層の見直しを徹底して行うと同時に、廃止や一般財源化を含めた整理合理化を積極的に推進していく必要があると思ひます。

地方の自主財源あるいは一般財源の確保の問題というものは、国と地方との税源配分、地方交付税、補助金などのあり方、あるいは地方税源の地域的偏在、そのほか地方行政全般にわたる問題でありまして、今後とも幅広い見地から検討を行つていく課題だと私は考えております。その場合に、まさに一般財源化というものを考えていきましたときに、今後地方自治体間のアンバランスというもののどうメスを入れるかという視点は欠くことができない。こうした点についてのメスが入らない中で今お述べになりましたようなことを実行していくには、相当な困難が生じはしないであろうか。率直にそんな印象を私は持つております。

○村田誠雄君 地方自治といつても財政的な裏打ちがない自治なんというのはあり得ないわけでございますので、自主財源をふやす、あるいはひもつきでない交付金をたくさん出す、これが本来のあり方だと思ふんです。そういう意味からすると、各種の補助金をたくさんつくつたりあるいは公共事業のかさ上げをするという特例の措置、こういうことで手厚く処置するのではなくて、一般財源を多くふやしたり交付金を多くする方法の方が私は地方自治を発展させる正論であると思ふんです。

です。しかし、この提案理由を読みますと、どうも補助金の率をいじつたりあるいは数をふやしたり、そういうことが主眼であつて、自主財源あるいは交付税を増額するという方法がとられてはいないんじゃないかと思ふんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 交付税の率につきまして法律上定められておる範囲というものは、委員がよく御承知のとおりであります。そしてまた、その自治体の置かれておりますさまざまな状況の中で特定の財源を名目的に賦与いたしました場合の地方自治体間のそのアンバランスが拡大していくという状態についても、委員には御理解がいただけると思ふのでございます。

そうした中におきまして、地方六団体の御意見というものもさまざまな角度からの御意見が出されております。今後におきまして今委員が御指摘になりましたような問題点というものも当然私どもは脳裏に置きながら、その地方自治体の御意見というものを承つていく姿勢は必要なものと、そのように思ひます。

○村田誠雄君 そういう意味で地方財政を見てみますと、地方財政計画額というのは標準的な見積もりなわけですから、実際の地方の財政の予算と決算を比較してみるとかなりの差が出ているわけですね。それを裏返して自治体の方から言わせると、超過負担がある、国が査定した金額よりも持ち出しが大きい、こういうことが言われるわけですね。この地方財政計画額を積算する根拠自体がどうも過小に計上しているんじゃないかと思はれていくわけですね、その点はいかがでしようか。

○政府委員(遠藤安彦君) お答えを申し上げます。地方財政計画の規模の問題でございますが、御指摘のように、実際の地方団体の決算額と財政計画額とを比較した場合に若干の乖離があることは事実でございます。これは一つには、地方団体といひましても都道府県と市町村とがございまして、地方財政計画におきましては双方のネットの額を地方団体全体の財政規模としておられるわけでありまして、重複する部分を控除しているのが一つでございます。それから、歳入面でも申し上げてみますと、地方財政計画につきましても標準的な収入を算定するというところでございまして、例えば税収入で申し上げますと、各地方団体で行つております超過課税、こういったものは除外をしております。それからまた、雑収入などにおきましても、年度の中で地方団体の現金を当該年度内で貸付金として融通するといったようなものにつきましてもはかり各団体のその年の財政事情によつて規模が違ふというやうなこともありますので、そういった点についても除外するというやうな問題が歳入にはござい

ます。それから、歳出面におきましても、例えば人件費などで申し上げますと、通常の事務事業で予定されております人数を超えて職員がいるというやうな場合の人数を除外しているとか、あるいは単価の問題について申し上げますと、単価が標準的な単価、国家公務員の単価をベースにするわけでありまして、そういったものを超えて支給している団体については当該部分を割り落として計算するといったやうなこともございまして、地方財政計画と実際の決算は、実際の決算の方が形式的に規模が大きくなるという傾向がござい

ます。いづれにいたしましても、地方財政計画は、地方団体が標準的な行政をするときに必要となる行政事務経費の総体をつかまえて、それに支障のないやうな財源措置を講じていくという考え方のものとに規模を策定しているところでござい

ます。○村田誠雄君 さきの補助率を見直したときに一部の補助率を恒久化した、それに伴つたばく税の二五%を地方交付税の交付金の対象としたんです。そこでお伺いをしたいんですけれども、今回提案されているのは臨時特例で、まだ補助率を恒久

化するかどうか決めていないと思ふんですが、将来的には補助率は恒久化するんでしょうかどうなんでしょうか、その辺の方針がありましたらお聞かせ願ひます。

○政府委員(小村武君) これまでの補助率の歴史の中で、特に社会保障の分野につきましても、例えば措置費と称しまして、社会福祉施設の入所に対する権限を地方公共団体に機関委任事務から団体委任事務に移し、かつその補助率について平成元年に恒久化の措置をとらしていただきました。その際に、御指摘のたばこ税等につきましても財源を賦与したという歴史がござい

ます。基本的には、こうした形で関係省庁とこれから話し合いをいたしまして、将来の補助率のあり方について総合的に検討を加えていかなければならない課題でござい

ますが、残念ながら、今回御提案いたしました段階におきまして恒久化の話にまで解決したものはござい

ませんでした。いづれにいたしましても、今後さらに行革審答申等を踏まえながら総合的に検討をいたしまして、そのときどきの経済情勢、財政事情も考慮いたしまして、話し合いがついたもの等については実施に移してまいりたい、こう考えております。

○村田誠雄君 それでは、仮定の質問になるかとは思ふんですが、今提案されている各種補助金の補助率を恒久化する場合、上に上げて固定するのかわりに下げて固定するのは別として、前回と同様に自治体に対する財源対策を考へるおつもりなんでしょうか、その辺はどうでしようか。

○政府委員(小村武君) 恒久化をする場合の一つの要素といたしましては、国、地方のそれぞれの役割分担、機能分担、こういった面がまず検討の対象になります。それにあわせて、その財源負担をどうするかという問題でござい

○村田誠雄君 補助率を恒久化する場合は自治体に対する新たな財源措置というものを考慮してほしい、そのことだけを希望しておきます。

それで、これは私の意見としてお聞きいただければ結構なんです。現行の地方交付税の交付金の対象は所得税、法人税、酒税の税収の三二%、消費税は二四%、たばこ税は二五%をもつて充てる、こういうことになってはいるはずなんです。補助金等を複雑にし、素人から見るとの補助金を使うふうに使ったらいかがいかわかりづらい現行の中にあつて、こういった行政を簡素化し単純化するために、消費税とたばこ税の配分方法を法人税等三税と同じように三二%まで高めるつもりはないかどうか、その辺についての御見解をお聞きしたい。

○政府委員(小村武君) 地方交付税の算定基礎になる税に対する交付税率でございしますが、これは最初に三二%ありきということではございせん。全体の地方財政の状況等を勘案してそれぞれ率が設定されるわけであります。地方公共団体の運営に支障がないように、先ほど大臣から御答弁申し上げましたように、国と地方は車の両輪でございまして、地方財政が円滑に運営されるようにということでこの率が決定されておりました。最初に三二%ありきというふうには考えておりません。

○村田誠雄君 それでは別の質問をさせていただきますが、昨年末の予算編成時に自治省と大蔵省との間で本年度の地方財政について論争があったと新聞で報道されております。しかも、大蔵省の方は地方財政は三年連続して大幅な余剰が見込まれるので地方交付税交付金を大幅に減額するという方針で、それで自治省との間で論争があったと聞いておりますけれども、これは自治省の方にお聞きしたいんですが、この新聞報道をどういうふうに理解したらよろしいんでしょうか。

○政府委員(遠藤安彦君) 具体的に交付税率あるいは減額の問題というのは、予算折衝の過程で双方が議論するのは毎年のことでございまして、

最終的には、御案内のとおり減額措置としては五千億円、そのうち四千五百億円につきましてはいわゆる交付税法の附則三条による特別減額ではありますけれども、これにつきましては、地方団体が交付税特別会計において資金運用部から借り入れております四千五百億円を繰り上げ償還しないのでそのまましておきました関係上、この四千五百億円につきましては実質的に資金運用部から借り入れました金額を国の一般会計に代替してお貸し申し上げたというふうな物の考え方でございまして、残りの約五百億円につきましては、昭和六十年年度に地方団体が、千四百億円でございまして、一般会計から補正段階で借り入れをいたしております。その金額が七百億ほど償還が残っております。その一部であるというふうなことで処理をした次第でございまして。

○村田誠雄君 ただいまの説明にもあったんですけれども、資金運用部からの借入金一兆五千七百億円と利子負担分六百億円、本来だったら、地方交付税の法定算定額というんですか、十六兆四千七百億円からこれらを引いた十四兆八千四百億円が交付されなければいけない。ところが、一般会計がここから五千億円を逆に借り入れるような形で、そして一般会計から将来資金運用部に返す。借金をつけかえみたいな説明でございしますけれども、何でもこんな複雑なことをするのか。これは前にも厚生特会でも同じようなやり方があるんです。借金のつけかえをする形によつて、こつちは返した、こつちは将来的に返すんだ、こういうふうな資金の流れが非常にわかりづらいといひましようか、あるいはもつと言えれば小手先を使つた非常に技術的なことをしている。どうしてこういうことをするのか。入れてすぐ返しちゃえば済むことだと思ふんですが、何でもこんな複雑な操作をしなればいけないかつたのか、御説明をいたしたいと思ひます。

○政府委員(遠藤安彦君) 非常にわかりにくいではないかという御質問でございしますが、その点についてはそういうこともあるかと思ひます。

ただ、私も少ししましては、資金運用部から借りておりました金額、ピークのときは六兆一千億ほどになつておつたわけでありますけれども、毎年毎年少ずつ努力して返してまいりまして、御指摘のようには、平成三年年度の地方財政対策を講ずる前の段階では一兆五千億ほどが残つておつたわけでありまして、これを資金運用部に対して来年度で繰り上げて償還したいという計画を持つておつたわけでありまして、しかしながら、国の方からの強い要請によりまして、お金が必要ということもございまして、それでは地方財政に実質的な影響を与えないで国の要請を満たすためにはどうすればいいかということをお考えたわけであつたと思ひます。

したがつて、先ほど申し上げました、一兆五千億のうち約一兆円につきましては資金運用部に直接お返しをする、残りましては四百五十億につきましては、資金運用部に対しては借入金として残しておきまして、一般会計に対しては特別減額という形で協力を申し上げる。ただ、交付税特別会計が平成四年度から十年間にわたつて償還をいたします四千五百億円の各年度の償還額にたいしては、一般会計から交付税の方に法定で加算していただくということを講じております。

そういうことで、先ほど申し上げましたが、実質的に交付税特別会計の借入金を国に振りかえる措置と同じ意味である。そのことは地方財政計画の規模を小さくしないで対処することができたという方法論でございまして、ややわかりにくい点もあるかと思ひますが、私も、こういった措置をとることによりまして地方団体の大方の御理解が得られたのではないかとこのように考えているところでございまして。

○村田誠雄君 そこで大蔵大臣にお聞きしたいんですが、前にも厚生特会でも、国債整理基金の会計もそうなんですけれども、金の流れが非常に技術的でありまして、しかも会計間同士で金の貸し借りをやつておりました、我々みたいな素人には、どこにどういうふうにお金が行っているのか、どこでどういうふうに行き回しているのか、大変わかりづらい。もちろん事務をやつておられる方々は当然わかるわけですが、プロが見てわかるのではなくて、素人が見てわかるような予算編成というふうなんでしょうか、金の流れというふうに思ふんです。これは御感想だけ結構でございしますが、ちょっとお願いをしたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 確かに予算編成の中において技術的な側面があることを私は否定をいたしません。しかし、そのときそのときの財政状況、また各会計間における仕組みの中の動きというものはある程度やむを得ないものであると思ひます。できる限りわかりやすい予算編成に努めていく必要があるというところは私はそのとおりであると思ひますが、その場合におきまして、やはりそれぞれの特別会計の性格に応じて動きがありますので、その点につきましては御理解を賜りたい、そのように率直に思ひます。

○村田誠雄君 それでは、先ほど言いましたように、今回、五千億一般会計から借り入れる、そのかわりと言つてはなんだと思ふのですが、補助金率を引き上げて少く地方の分を減らしてあげる、何かこういうふうな政策をとつたのかなと思ふんです。増額分と減額された分を比較すれば自治体の方の取り分の方が少ないというふうな理解するんですけれども、こういう考え方は間違ひではないか。

○政府委員(小村武君) 今回お願いしております補助率の見直しにつきましては、これはこれとして一つの体系的、総合的な見直しの結果行つたものでございまして、こういうたものを含めまして、地方財政全体の見地からさらに交付税の問題が出てくるというふうな御認識をお願いしたいと思ひます。今回の地方交付税の特例減算も、こうした種々

の補助率の見直し、あるいはその他地方公共団体におきまして事務事業が円滑に実施されるようにという配慮から全体の地方財政計画が組まれ、その中から五千億円の御協力を願ったというふうに御理解を願いたいと思います。

○村田誠雄君 その五千億の協力を得たというのは、地方の財政が富裕だから協力を得た、こういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○政府委員(小村武君) 先ほど遠藤審議官からも御説明がありましたように、平成三年度の地方財政収支等を見ながら、その中身におきましては、詳しく申し上げますと、歳入面においては地方税、地方交付税の高い伸び率が地方財政計画では見通すことができる。一方、歳出面におきましても、国、地方とを合わせた公共投資の伸びを確保するための単独事業を大幅に見込んでおりますが、さらには高齢者福祉や社会資本の整備、そういった所要の歳出を見込んで、なお地方財政運営のための交付税を確保して、その後さらに財源余力が見込まれた。そういうことで今回御協力をお願いしたというふうに御理解願いたいと思います。

○政府委員(遠藤安彦君) 私の方からも一言申し上げたいと思います。

余裕があるから貸したのかという御質問かと思いますが、私も地方財政全体を見ておきますと、やはり地方団体が発行しました地方債等の借入金の総額が、国の規模には及びませんけれども、六十八兆円というような大きな金額を抱えておりますし、三千三百あります地方団体の個別の事情を申し上げても地方債の元利償還金を一般財源の中から負担をしなければならぬわけでありまして、私も財政運営の指標として危険であるという比率を公債費負担比率一五%以上と、こう言っておりますけれども、こういう団体が五割近くもあるという状況でございますので、やはり地方財政全体としては案外できるような状態にはないということでございます。

引きかえまして、これから地方団体が行わな

ればならない仕事というのは相当ふえておるわけでございます。例えば公共投資基本計画に基づく公共事業の実施あるいは高齢者保健福祉推進十カ年戦略に基づきます福祉関係の充実、そういったことを考えに入れなければならないわけでありまして、そういうことのための平成三年度の必要な需要を組まなければならないというような観点もござります。

さらに、先ほどもちよつと申し上げましたが、地方財政の中期的な健全化という観点から借入金等を相当しておるわけでございますので、交付税特会の借入金を返済する、あるいは財源対策債とか調整債といった特別の地方債の事実上の償却のための基金を設定しなさいけないというようなことがあつて単なる特別減額というような形にする余裕がなかったということ、ちよつとわかりにくくて恐縮ではありますけれども、先ほど来申し上げましたような方法をとりますと国の要請にこたえていくという措置をとったわけでござりますので、御理解を賜りたいと思います。

○村田誠雄君 さっきの大蔵省の御説明ですと、いろいろな状況を勘案してもなおかつ最終的に地方財政が富裕だからあるは余力が出るから今回こういう措置をとったんだ、こういう御説明でしたけれども、今の自治省の御説明では何かまだまだたくさん要するの無理やり取られたみたいな話でござりましたけれども、どちらの方が正しいというんでしようか、それぞれの主張があるのかどうか、それぞれからもう一度お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(小村武君) 財政当局と地方財政当局との話し合いの過程でおのずからその立場は違ってくる問題もあるかと思ひます。

ただ、今回の場合に、やはり国の平成三年度の財政が極めて厳しいという中であつて、その予算編成が困難な状況において特別減算五千億円の御協力をいただいたということでございますが、その際に地方財政の状況を全然無視してこうした措置を講じたわけではございませんで、地方の財政

状況を見ながら、その健全化策を講じ、円滑な財政運営に支障のないように配慮をいたしまして所要の交付税総額を確保し、その上で御協力をいただいたというふうに御理解願いたいと思ひます。

○政府委員(遠藤安彦君) ただいまの小村次長の御答弁と同意であります。

ただ、私も方法論としては、地方財政に実損を与えないような形、すなわち、再三申し上げて恐縮でありますけれども、交付税特別会計の借入金を今年度は返済しないでその分を国の一般会計に特別減額をしたという方法論をとったという点を御理解願いたいと思ひます。

○村田誠雄君 先ほどから言っておりますように、いろいろなことから考えて地方財政に余力が出る、大蔵省の判断ですとそういうことです。今回提案された補助金の率を一部もとへ戻すということについては私は別に反対する理由はないのですが、大蔵省の立場からするならば地方の財政が富裕なら何で補助率を引き上げる必要性があつたのかと思ふんですけれども、その辺はいかがなものでしょうか。

○政府委員(小村武君) 先ほど申し上げましたように、補助率の問題につきましてはそれ自体として私も総合的な検討を行つてまいりました。ただ、六十二年におきましては、当時の円高不況ということから事業量の確保をしなければならぬという緊急の要請がございまして、特例法の期間中でございましてですが緊急措置としてとらしていただいた。その分につきましては今回延長をしないという措置を講じまして千六百億円の歳出の増を図つたわけでございまして、これは一つの補助率に対する問題の考え方の整理を行いました。

こうした種々の要因を踏まえまして全体の地方財政計画というものができ上がつてくるわけでございまして、いずれにいたしましても、最後の地方財政計画の段階におきましては、従来から地方財政についてその円滑な運用に支障のないように配慮をされているということでありまして。

○村田誠雄君 今回の提案の趣旨の中にも書いて

ございますように、特例公債依存からの脱却、統制は歳出面における見直しといひましようか削減、これが当然必要になつてくると思ふわけですが、ところが、いろいろな項目にわたつて従来からやつてきた施策なりあるいは既得権といふものがあつてなかなか予算編成といふものは難しいんだらうと思ふわけですが、今、国と地方の役割の見直しだとかあるいは国がどうしてもやらなければならない施策等々を見るときに、従来のようなマイナスイメージという方式だけで予算編成ができるのか、あるいはやつていけるのかどうか、個々の政策にまで踏み込んだ形で、予算査定というのでしょうか、編成を行う必要があると思ふんですけれども、大蔵大臣の見解はいかがで

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は概算要求基準という手法そのものが今後全く必要でないとは思ひません。今たまたま委員はゼロシーリング、マイナスシーリングの時代から説き起こされたわけでありまして、昨年度も、概算要求基準そのものについては、昨年三月の財政制度審の報告におきましても「時代の要請に応じて効率性の高い歳出構造としていく努力が引き続き必要であり、そのためには、今後とも概算要求基準の設定により、概算要求段階から制度改革、歳出の節減・合理化を進めるべきである。」という御指摘をいただいております。

また、今御指摘がありましたように二年度予算において私どもがようやく特例公債脱却といふものを実現したわけでありますし、三年度予算において公債発行額を可能な限り縮減をするということでも依存度を七・六まで下げましたけれども、これはもうよく御承知のように、年度末には公債残高百六十八兆円を超えるという状況であり、しかも国債費は歳出の二割を超えている状況であります。それだけに、私は概算要求基準という手法そのものは間違ひだと思つておりませんが、財政審の報告の考え方を踏まえながら、そのときどき

の財政事情また今後の経済情勢というものをより勘案しながら慎重に検討していく必要があると考えております。

いずれにせよ、今後の予算編成に当たりましても引き続き既存の制度、施策についての見直しを行うなど行政改革を推進する姿勢とともに、真に必要な財政需要に対し財源の重点的、効率的な配分を行うという姿勢を変えるつもりはございません。

○村田誠醇君 昭和六十一年の十二月に出ました補助金問題検討会の報告書に、これは多分大蔵大臣も賛成すると思うんですけども、補助金というのは一定の行政水準の維持や特定の施策の奨励のための政策手段で、政策遂行の上で重要な機能を担うものではあるけれども、これはともすると地方行政の自主性を損なったり財政資金の効率的な使用を阻害する、既得権化する、惰性的運用が行われる、あるいは補助金待ち行政の悪弊が出るとか、こういう指摘があつて、常にその見直しを行つていく必要がある、こうあります。私もそう思いますし、今の大蔵大臣の答弁もそうだと思うんです。

補助金というものが創設された際にはそれぞれそれなりの理由があり、それなりの必要性があつてきたわけですが、社会経済情勢の推移やその他のいろいろな情勢の変化によつては存廃も含めて常に補助率の見直しを行う必要があるという検討会の報告書が出ています。ところで我々が、まあ私は不勉強で申しわけないんですが、この法律案が出たときにいろいろ勉強させていただきました。補助金というのか負担金というのか負担金というのか、個別法律で出ているものもあれば一般法で書いてあるものもあるし、さらにその上に、かさ上げ率というんでしょうか、引き上げ率それに加算されて非常に複雑多岐になつていて、それが適用されるのか素人にはよくわからない状況になつていくわけです。この補助金問題検討会は関係閣僚会議の中に置かれていた検討委員会だと思ふんですけども、この趣旨と

現実とは少し違ふんじゃないかと思ふんです。大臣、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今現在の状況をあらためて見直して委員がそういうお感じを持たれるのはやむを得ないことかなと私自身感じますけれども、行政改革というかけ声の中で補助金等の検討に私も着手をいたしましたとき、各種補助金がたしか三千二百本近くあつたような気がいたしました。整理を進めてまいりました現在は大分減つてまいりましたが、それでもまだ二千二百本の補助金が残つておるかと思ひますし、その状況をそのままごらんいただければ私は御批判があるのも無理からぬことと思ひます。

ただ、今御指摘になりましたような視点というのは国自身も持つてきたこととはどうぞ御理解をいただきたかと思ひます。いつごろからこれだけふえてきた補助金でありましかつかわかりませんが、ここ十年余りの間に八百本近い補助金を整理してきたということもどうぞお認めいただきたかと思ふのであります。

同時に、これにつきましても多少私どもとして考えさせられることがございます。例えば政府の立場において特定の補助金を整理しようとするとき、地方自治体間において、都道府県レベルと市町村レベルにおいてその補助金の必要性についての判断が大きく異なる場合がございます。そして、結果的にその補助金が整理統合が行われないということが今日まで何回かございました。そうしたことを考えていきますと、国だけで補助金というものの整理統合を進めていくにつましましてはなかなか問題があるということをお自身は実感いたしております。

しかし、今後ともに財政資金の非効率的な使用というものを招くことのないように努力をしていくことは当然のことでありまして、個別の補助金などにつきましても一つ一つの必要性を吟味しながら一層徹底した見直しを行い整理合理化を進めていく必要があることは、十分認識をしておるつもりであります。

○村田誠醇君 極めて初歩的な質問をさせていただきます。この法律の三十一本の中で、まず補助金で処理している部分、それからここには出てこない部分もありましかつ、かさ上げ率でもつて補てんをしてやるもの、それから地方自治体の起債を認めてその後に元利償還金を基準財政需要額へ算入する方式でもつて自治体を助けてあげるといふもの、幾つかあるんですけども、このそれぞれの政策目的の違いというのはどこにあるのか。

つまり、全国一般の基準でやっている部分にさらに地域的な例外的な補助率の違いがある、あるいは特定の地域にだけ補助率を変えてやっている場合、さらにその上にかさ上げでもつて財政力の弱いところを持ち上げる、この三つのやり方というものは、いずれも地方自治体に対する財政負担のあり方だと思ふんです。これはどういふふうな目的があると思ふんです。これはどういふふうな違いをそれぞれ自治体に与えるものなのか、ちよつと教えていただきたか。

○政府委員(小村武君) まず、補助率、負担率の体系から申し上げますと、基本の河川なら河川、あるいは道路というふうなものについての補助率がおのおのその形態に応じて定まつておりますが、そういう基本の補助率に対してさらに地域の加算措置というのがございます。こうしたものも、この基本の一般的な補助率に対する特例としてさらにかさ上げをされているということで、おのずからそれとバランスがございます。したがいまして、補助率を見直すときには全体のバランスを見ながら補助率の見直しを行っているということ、数多くの法律がその対象になるということから今御提案申し上げているような姿になるわけでございます。

それからもう一つは、それに対するいわゆる地方の負担分についての財源措置として臨時財政特例債を認めているということでございます。これはいわば裏側の措置としてとられているものでございまして、地方公共団体は補助率の見直しによ

つて生じた負担につきましても臨時財政特例債によつて財源措置を行ひまして、その元利償還については交付税の基準財政需要に全額算入される、さらにはその元利の償還をされる際には一定割合につきまして一般会計から交付税特別会計にその部分をさらに加算して繰り入れるというふうな仕組みをとらしていただいて、地方財政に影響のないようにその財政運営に対する配慮を行っているということでございます。

○村田誠醇君 それでは、二、三具体的な例でお聞きしたいと思います。

この提案された法律案、いろいろ縦に見たり横に見たりしてどれが一番いいかなと思つて出てきたのが奄美の地区に関する特別措置、これについて幾つかお尋ねしたいんですけども、先ほど来大蔵大臣も答弁の中で触れていますが、政策上必要性があるかないかも含めて日々見直しを行つていくということでございます。私は別に奄美地区を特別に措置から外せとかあるいは続けるという意味じゃなくて、一つの具体的な例としてお聞きしたいんです。

この奄美に対する特別措置を行つていかなければいけない、あるいは現在進めておくべき行政上の理由、政策目的はどちらにあるのか。つまり逆の言い方をしますと、離島法という一般法があり、さらにその近くに沖縄という特別な措置をした地域がある。その中に挟まつて奄美だけ何で特別なのか。これは小笠原もそうなんですけれども、行政目的を達成する必要性、この法律のどこに目的があるのか、それをちよつとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○説明員(佐藤達三君) お答えいたします。

今御指摘のございました一般離島と奄美群島との点でございまして、離島であるという点につきましても共通の地理的条件にございまして、奄美群島につきましても本土から五百キロメートルもの隔絶された外海離島である、さらに台風常襲地帯であるという厳しい諸条件下に置かれておまして、またさらに米国の施政権下に

置かれていたという歴史的な経緯を有しております。これらの事情によりまして本土との間に所得水準を初めとする諸格差が残されておまして、今後解決すべき多くの課題も依然として抱えているために、群馬審議会の方からもなお引き続き特別の施策を進めていく必要があるという御意見を賜りながら今日に至っているのが実情でございます。

○村田誠雄君 今言われたことは沖繩にも通用するし九州全体にもある程度通用することだと思ふんですけれども、そういう意味で私はこの特別な措置をする必要があるのかどうか極めて疑問に思っているんです。

それで、同じく国土庁は、日本の国土全体の長期構想ということで一つの政策目的を持っているわけですね。下水道、都市公園、道路、河川、住宅、現状がこうなっているけれども二〇〇〇年までにはこうする、あるいは長期目標としてこういう目標を掲げて、それに対してどのくらいの達成率になったからこの計画はたん終了して次の新しい行政政策に向かっていくんだということを決めると思うんです。

一番最初に戦後米軍から奄美群島が復帰したときのこの法律の必要性というのは私も認めますし、おかれていた行政組織を整備するということはわかるんですけども、一たん政策が始まったら、目標額がどの辺で、それに対する行政の政策がどの辺まで進んでいるからもうこれは特別な措置をする必要がないとか、まだあるとかということが出ると思うんです。今の御説明ですと何だか奄美だけじゃなくて日本全国どこでも通用しそうな理由だと思ふんですけども、もうちょっとその辺を詳しく説明していただけないでしょうか。

○説明員(佐藤達三君) お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、一般の離島と比べまして奄美の場合は五百キロメートルも離れた外海離島で極めて隔絶されたところに置かれている、あるいは米国の施政権下に一時置かれた、そ

ういった特殊な事情があります。

一般離島の場合は、担当外でございますけれども、仄聞するところ、近接する地域との例えれば架橋とか埋め立てとかそういったものによつて隔絶性を除去する、そういったものに非常に関心が高いようでございますけれども、奄美群島につきましてはそういったものが不可能でございますので、そういった特殊要因によつて本土との格差が依然として残されている。そういった本土との格差につきまして特別措置を講じてまいりながら対策を進めていく、そういった必要性が現在あるというのが先ほど答弁いたしました内容の敷衍でございます。

以上でございます。

○村田誠雄君 それでは、例えばA地区とかB地区とか、第一種地区か第二種地区かは別として、一般の離島法に区別して奄美の部分を入れる、あるいは逆に沖繩振興法の適用区域の中に奄美を含める、生活圏も一緒なんだし近くなんだからというところで一本にしてもおかしくはないと思うんですけども、これが離島法に入れないのか、沖繩の方に入れないのか、あるいは入れたら何か政策上支障を来すようなことがあるのかどうか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○説明員(佐藤達三君) お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたような事情によりまして現在の特別措置が講じられておりますけれども、いずれにいたしましても、それぞれの法律につきましましては、それぞれの地域の抱えております歴史的経緯あるいは実情等を背景といたしまして、その置かれている社会的状況を総合的に勘案いたしまして作成されております。奄美の離島法も議員立法でスタートしたものでございまして、今日におきましても奄美の特性、先ほど申し上げました内容を抱えておりますので、なおこれを一律に取り扱うことは適当ではないということ、審議会等の御理解も賜りながら、また国会の御理解等も賜りながら、今日まで続いてきておるというのが実態でございます。

○村田誠雄君 国土庁の方に御足労いただきまして、一般本土並み、離島、奄美と補助率の違いについて表をつくっていただきました。これに書いてないですけども、沖繩地区の補助率が一番高いんでしよう。だったら、沖繩に入れてもらう方が奄美の人たちにとっては補助率は高くなるからいいと思うんですけども、これはぐあいが悪いんですか、もう一度ちょっとお聞きしたい。

○説明員(佐藤達三君) 法律の制定の経緯等がございまして、奄美の場合の法律の制定は昭和二十九年、沖繩は昭和四十七年くらいだったと思ひますが、いずれにしても当時の県民の方々の御意思、御要望等を背景として議員立法で奄美の場合はスタートしたものでございます。

したがって、法律の制定の歴史的経緯が違ひますので、奄美の場合もスタートした時点においては沖繩とほぼ同じような補助率でスタートした経緯がございまして、時を経るに従ひまして、若干の補助率のダウンとかあるいは整理とかそういうのが重ねられてまいりました。現時点におきましても今先生の御指摘の意見がないわけじゃないんですけども、地元の感情をいたしましては、やはり奄美は奄美振興特別措置法でいかにしてほしいという切なる希望がございまして、こういったことを背景にいたしながら今日まで特別措置を継続しているのが実態でございます。

○村田誠雄君 大臣、私は別にこの法律をつぶしてどうこうしろと言っているんじゃないです。ただ単に一つの例として出しているんです。だから、一定の政策目的なり行政の目標がクリアできただけであれば、それは政策を変えるかあるいは新たな政策目標をつくって行政を進めていくということが必要だと思うわけです。それをやらなかつたら、一たん決めたものは未来永劫いつまでもどんどんと自己増殖を起こして、切れない。これがまさに私が先ほど触れたし大蔵大臣も答弁に触れておりました行政の見直しということにつながると思うんです。

それは役人の人に自分のやっている仕事について、極端に言えば、あしたからやめろ、はいという必要ありませんかという答弁は出てこない。私は思っていますけれども、政府として一定のある程度の行政目的が達成したのであれば当然その施策は評価されて、まあ政治的にいいとか悪いとか必要だとかいうのはだれでも言えるから、ある程度数値化されたもの、目標に対して達成率が八割にきているからもうこの部分は要らないとか、そういった何らかの効果を判定できる資料を我々の前に提示して、この政策がやはり必要なんだということを進めてほしい。

別にこれだけじゃないんです。ほかにもたくさんあると思いますが、たまたま一つこれが勉強するのにも一番簡単そうかなと思つたわけです。しかも、よく聞いてみたらこの奄美地区に離島法は適用されてない、しかし過疎法は適用されているんです。しかも、辺地等の公共事業の補助金のかさ上げも適用になっている。この地域に幾つもの法律が重なっている。

ここだけじゃないです。全国至るところに複数の法律が重なっていてそのうちの法律を使つて補助金の要求なり資金需要の要求をすればいいの、それが政治のプロ、行政の担当者じゃない限りはわかりにくくなっているというこの現状から見ても、やはり簡素化することと同時に、もう一つ、行政の目的を達成したものに付いては廃止をしていく、そこまで踏み込んで大蔵省が判断する、そういう必要性があるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は基本的な部分について委員の御見解について異論を唱えるものではないでございます。そうあるべきだと思います。ただ、たまたま今例示に奄美をとられましたので、私は多少委員とは異なる感想を持ちながら今の御議論を拝聴いたしました。

なぜなら、一つは、私は歴史的な経緯というものがこういう問題には無視できないと思ひます。最近私は奄美に行つておりませんけれども、厚生大臣当時までは比較的奄美に足を運ぶ回数が、国

会の中における所掌範囲から多い立場におりました。そして、琉球王国時代における奄美の方々と沖縄県民の間の独特な感情というものを私はいやというほど知らされてまいりました。そうした住民の感情というものを考えましたとき、都道府県の行政区画を越えて沖縄の法律の体系の中に奄美を取り込むということは、鹿児島県の中の一部だけに、沖振法がかかるということ以上に問題を生ずるのではないかと、私は率直にそんな感じを持ってこれを拝聴しておったわけでありました。

さらにもう一つの問題点は、先ほど国土庁の方から御答弁がありましたように、奄美群島が日本本土に復帰をいたしました時点で議員立法としてこの法律をつくりました。そして、その当時から見ますと、それぞれ対象としておりました事業の中で既に補助対象から外れましたもの、あるいは補助率を切り下げてまいりましたものがあるはずでございます。事態に依じてこの法律は期限が参ります。また、見直しが行われ、事態に合うように改善を国会としても進めてこられたと私は理解をいたしております。しかし同時に、奄美群島と鹿児島県の平均の県民所得の間にはまだ相当な開きがあるはずでありまして、私はやはり、この法律は鹿児島県内の平均の所得水準に奄美群島の方々の所得がより近づかない限りなかなか終わらないのではなからうか、そんな気がしてなりません。私の郷里は岡山でありまして、瀬戸内海の離島部分を抱えておりますけれども、同じ離島ということでありまして、瀬戸内離島と外海に位置いたします奄美群島の場合には大変な開きが気象条件その他の中でもあることは、委員御理解のとおりでございます。

さらに、例えば比較的最近行われました地域振興立法といたしまして、議員立法によります半島振興法と言われるものがございます。国会がそれぞれ政策目的に着目されこうした振興のための法律をおつくりいただきました、その地域の抱える問題に着目されて補助率を設定されましたものにつきまして、私も今後は今後とも当然のこと

ながら政策効果の発揮されるに従い見直しを行っていく必要があることは承知をいたしておりました。今後とも国会の御協力を得たい、そのように考えております。

○村田誠醇君 私も別に奄美の歴史的事情を知らないわけではないんで、言われることはわかるんです。ところが、そういう特殊性だけを強調なさいますと、全国どこもかしこもみんな特殊条件になっちゃうんです。そういう意味では、どこかの時点でこれは明らかに切るべきという行政上とまるべきものではないんですか。本土との格差あるいは鹿児島との格差が必ず正されなきゃいけないと言つても、一〇〇%埋まって離島の方が上にいくというところは現実的には考えられないわけですから、そうすると、本土の所得水準がどんどん上がつていけばいつまでたってもこの法律は必要だという理屈になつてくるわけでございます。そういう意味で、思い切つてどこかの時点で行政上の判断を要求されるべき必要性があるんじゃないかというのが私の意見なんです。

そこで、具体的に聞くんですけど、今後のこの国会にもかつてあります新産業都市の建設促進法、それから工業整備特別地域促進法、あるいは産炭地域の振興臨時措置法、これらのいずれもそれぞれの政策目的を達成したら、例えば指定地域だとか補助の対象が検討されていいはずだし、産炭地域では地域指定の変更も考慮に入れていくという話なんです。

先ほど大臣が答弁なさった臨時行政改革推進審議会の答申によれば、運輸省が進めている家族旅行村という補助金の政策を縮小見直しをしないというところになって、新聞報道によれば運輸省はこれを来年度から廃止する方針だと、こういうこととすよね。私は、これはちよつと廃止する目的が違ふんじゃないかなとは思つておられますけれども、このように答申を受けて現実に廃止する行政施策をとつていくところもいっぺいあるわけですね。そういう意味で、奄美の方も含めて、まあ奄美だけじゃないですけど、やれないのかなとい

うことがありますし、従来の施策の中にはまさに政府が言っているように既得権化しているものについて切ろうとすればなかなか難しい問題が出るというところはよくわかるんですけど、一つ一つについてどうやって見直しをしているところもあるわけなんです。ぜひ私は新産業都市なりあるいは産炭地の見直しはある程度やってもおかしくはないと思つてます。

家族旅行村だけは、これは要らないんじゃないかとむしろ続けたいと思つておられますけれども、まあそれは別といたしまして、そういうことを含めて本来国土庁の中で地域振興計画というのがきちんとしてきてなければいけないわけですね。これはいづれも地域に関する振興計画なわけですね。だから、日本の国際化してきた社会の中で産業基盤立地重視の政策というものを果たしてとり続けることとがいかにか悪いのかということも改めて問ひ直されなきゃいけない問題だと思つてます。それは当然予算編成をするときに大蔵省も思つておられるんですけど、その辺をもつと踏み込んで、なかなか切るは大変だと思つてますが、そういう意味でこういう補助金を簡素化、簡便化する、そして行政のスリム化を図る必要性があると思つてます。いかがでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 実は先ほどちよつと私は数字を間違えて申し上げましたが、この機会にあわせて訂正をさせていただきますと思つてます。たしか昭和五十四年ぐらゐから補助金の整理統合というものが政府は本格的に取り組んでまいりました。そのころには三千八百件を超える補助金等がございました。今、ようやく二千三百件ぐらゐまで縮小してまいりましたけれども、今いろいろな角度から委員が御議論をいただきましたように、なお我々として努力すべき点はあろうかと思つてます。個々の政策を所管するそれぞれの省庁との間に、また国会との間に十分な御議論をいただきます中で、私ももうそうした努力を今後とも継続してまいりたい、そのように考えております。

○村田誠醇君 中央官庁の権限を縮小する、そして自治体にそれを渡して自治体が本来できる分野を広げていく、それぞれの自治体でできる施策については国の直轄事業でやる、これが基本だと思つてますよ。その基本からいえば、この法律も含めまして大変多くの法律に基づいて中央官庁が権限あるいは予算というものを保持しておつて、これを地方に渡さないがゆゑに非常に問題があらちち出ているだろうと思つてます。

そういう意味で、これはなかなか大臣お答えにくいと思つておられますけれども、一九八二年の七月に出た臨調の基本答申及び八三年の三月に出た最終答申で、国土庁と沖縄開発庁と北海道開発庁の三庁の統合の提言が出ていたわけですね。これはいづれもある程度地域開発、地域振興にかかわる行政庁を統合しよう、こういう方針だと思つてます。しかし、閣議の決定では統合する方向で検討する、こういうことになつてはいるわけですが、私どもも考えれば、地方自治体にとこまで財政力が出てきて、先ほどの大蔵省の答弁ではかなり余剰も出るくらいに地方財政が豊かになつてきたんであれば、国と地方の事務のあり方についても一度再検討して不必要な中央官庁は整理統合すべきだと私は思つてます。なかなか難しいとは思つてますが、大蔵大臣の見解を伺います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私はちよつとその基本答申をいただきましたところ、党の行政改革の責任者をいたしておりました。そして、その答申が出そうだとおりましたとき、私のところに一番最初に大勢押しかけて来られたのは横路知事並びに社会党の北海道選出の議員の方々でありました。北海道開発庁は何が何でも残せという大変強い御要請でありました。しかしそのとき、これは決して社会党のみなさんでなく、次々に各党同じような御意見を寄せられたわけでありました。

私は国土庁と沖縄開発庁、北海道開発庁というものが一つの役所にできる日が早く来ることを本当に願います。

しかし同時に、この両地域が全く異質な問題を抱えており、そしてその答えを出すことを迫られているという事は委員がよく御承知のとおりであります。気象条件においてもこの両地域における問題は全く異質のものであります。産業構造の変化から出てくる問題もまた異質であります。さらに歴史的な流れの中における両地域の抱える問題が全く異質であることを考えますときに、国土行政に關連するという一点だけで今機械的に統合することが可能だとは実は私自身考えておりません。むしろ、それぞれの地域の抱える問題についてで得る限り早く解決策を見出すことによつて将来この三庁が一つの行政官庁としてスタートのできる状態になることを願うと同時に、それに向けての努力をしていかなければならない、そのように考えております。

○村田誠雄君 時間が参りましたので最後に、地方自治を發展させるためにも自主的な財源と自主的な権限が裏打ちされてないといふこともできないことだと思つておられますが、そういう観点からすれば、補助金を多くするとかさ上げする策策ではなく、自主的な財源を多くふやすというやり方をぜひとっていただきたいといふことを希望いたします。私の質問を終わらせていただきます。

○和田教義君 議題になつております国の補助金等の臨時特例法案に先立ちまして、当面する問題について二、三お尋ねしたいと思ひます。

まず、円ドル問題でございますけれども、東京外国為替市場の円相場は、きよの午前の終わりの値が百三十八円三銭、一円七十八銭の円安といふことでございました。これはドルが最も最高値をつけた今日の十一日の百三十八円七銭とほとんど並んでおるといふことで、円安ドル高が続いておるといふ状況でございますが、十一日には大蔵大臣は、余り愉快じゃないといふふうな談話を出されたわけでございますけれども、今度の円安ドル高の理由について、アメリカ国内で景氣回復が早いんじゃないかという期待感が強いとかそういうこともいろいろ言われておるわけです。

ドル高の一つの理由として、総額五百四十億ドルに上る日本を含めた湾岸協力資金の大半が三月の末までに米国に支払われる、ところが戦争が非常に早く終わったためにアメリカの戦費の負担がゼロといふふうな計算してもなおかつおつりがくる、百九十億ドルぐらゐ余るんじゃないかといふふうな議會予算局長の見方もあるわけで、それがアメリカの財政赤字を縮小して経常赤字も削減する効果がある、また拠出された円やドル、ドイツ・マルクなどを米国がドルにかえるためにドル需要が強まるというところも一因だといふようなこともいろいろ言われております。

しかし、円が急落するといふことは日本にとつては原油などの物価の高騰を招く原因にもなつておるわけでございますが、もし今言われているようなことが事実とすれば、国際貢献のために拠出した九十億ドルが日本にとつては円安の原因になつておるといふ、非常に皮肉なことにもなつておるわけです。

それはともかくといたしまして、こういう状態について大蔵大臣としてこの段階でどういふふうな対処されるのか、また現段階においてどの程度が適当な水準といふふうにお考えになるのか、御見解を聞きたいと思ひます。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 委員からの御指摘でありますけれども、具体的な為替相場の水準といふものにつきましては、市場への影響もありませんのでコメントを差し控えていただきたいと思います。

しかし、今委員から御指摘がありましたように、市場におきまして米國景氣の早期回復期待といふものを背景としたムード的なドル高センチメントが大変強いといふことは御指摘のとおりでありまして、通貨当局といたしましてはこのようなドル高センチメントには警戒感を強く持つております。また、為替の相場といふものが各国の經濟のファンダメンタルズを反映したものになりますように、私どもとしても各国と協調しながら相場を安定させるための努力をしていかなければ

ばならないと考えております。

また、各国からの例えばドイツの戦費支援あるいは日本の多國籍軍に対する資金協力といふものが外貨に転換される際の影響という点についての御指摘をいただいたわけでありまして、これは当然のことながら十分な配慮がなされるものと考えておりますけれども、通貨当局といたしましては、市場の動向に十分注意を払いながら為替相場安定のための各国との協調体制を続けてまいりたい、そのように考えております。

○和田教義君 次に、不動産向け融資の問題でございますけれども、大蔵省は不動産向け融資の総量規制をとりあえず平成三年度第一・四半期、六月まで継続するとともに、将来は融資の伸びに応じて機動的に総量規制を發動する方式に切りかえるといふふうな報道がございます。

つまり七月以降に今のような総量規制は一応解除するという場合でも、不動産向け融資の伸びが二カ月間連続して融資全体の伸びを三ポイント以上上回つたときにはまず金融機関に警告し、それにもかかわらず伸びが衰えない際には総量規制を發動する案が検討されておるといふふうに報道をされております。こういうことは事実なのかどうかといふことと、それから、かなり不動産会社も金繰りに苦しんでおるといふふうな状況でございますけれども、あえてこういう厳しい方針をとつておられる理由はどういふことなのか、その辺のところをお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(土田正顕君) いわゆる総量規制の通達は今後の取り扱いにつきましては、なお検討中というところでございます。

ただいまの御指摘のとおり、昨年の三月から、それまでの土地関連融資に関する当局の規制措置にさらに一歩踏み込んだ措置を講ずる必要があると判断いたしました。いわゆる総量規制を導入したものでございます。この結果、例えば全国銀行の不動産業向け貸出残高の前年比伸び率を見ますと、総量規制導入前の平成二年三月末では一五・三％でありましたものが昨年の十二月末には三・

四％へと急速に低下しております。また、一部に地価下落の動きが報じられるようになるなど、総量規制の効果は着実に浸透しつつあるものと思われたいと思ひます。私どもとしては、現在おこるような指導の効果を注意深く見守つておるといふことでございまして、今後の取り扱いにつきましては、地価動向を初めとしたしまして金融機関の融資動向とか金融經濟情勢、土地政策全般の推進状況などを総合的に勘案しながら適時適切に対処してまいりたいと思ひます。

なお、委員から御指摘もございましたけれども、昨今、例えばいろいろな不動産会社の倒産についての報道もあるわけでございます。全般的に倒産の件数そのものにつきましてはさほどまだ激増しているという状況ではございませんが、大型倒産の中に占める不動産業者の割合といふものはかなり高いように聞いております。しかし、これは例えば地価が鎮静化したり金利が上がつたりすることによる資金繰りの悪化など、環境条件の変化もさることながら、いろいろ個別の報道なども見てまいりますと、個別企業の経営のあり方に原因が求められるところも多いといふふうに思われる面もあるものでありまして、一概に総量規制の結果とは言えないのではないかと思ひかけております。

いずれにいたしましても、私どもは昭和六十一年以来、内需拡大の見地から必要とされる土地取引への円滑な資金の供給は図りつつも、一方で投機的な土地取引に係る不適正な融資は厳に排除するように一貫して求めてきたわけでございます。総量規制のもとにおきましてもこのような指導の趣旨は堅持しておるつもりでございます。

○和田教義君 土地関連融資の抑制の問題と関連いたしまして、最近ノンバンクの融資規制、不動産に關連した融資の規制といふものが非常に問題になつております。そして、ノンバンクによる土地関連融資は実質的に規制の対象外になつておるといふふうな観点から、貸金業規制法を改正して規制を強めようという動きが政府・自民党の中にあ

る、そういう報道もございます。

この間、二月八日ですか、大蔵省が公表したノンバンク二百社の貸付金実態調査でも、融資全体の四割に当たる二十二兆八千億円が不動産、建設業向け融資であったというふうになっておつて、確かに多いわけではございませう。ノンバンクは、大蔵省などの定義によりますと、預金を預からず融資をしている業者ということになっております。しかし、ノンバンクと一口に言っても、非常にいろいろ分野が多様多様でございませう。また、不動産融資の問題、総量規制の問題で銀行が表向きは融資を締めなさいかぬ、しかしノンバンクを通じて不動産業者に流れておるといふふうな実態もあるわけではございませう。

そういうことで、今後金融市場は自由化、国際化の要請がだんだん強くなっていくわけですから、この流れの中でノンバンクという金融サービスと一体どういうふうな位置づけでとらえられるのか、またノンバンクを何か新しい法律で規制するということであれば自由化するのち規制緩和の流れとどういうふうな調和させていくのか、その辺についての貴省の見解をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(土田正顕君) ただいま委員から御指摘がございましたように、ノンバンクの貸し出しの実態につきまして二位二百社につきまして多少調査をいたしました結果、まさに御指摘のように、不動産、建設向けへの融資の割合が大きいというふうなこともわかつたわけではございませう。さらに全体といたしまして、このノンバンクの貸付金残高は昨年の三月末で約六十九兆円に達しております。これは年々急増してそのようになっています。また、この大きさは、全国銀行の貸出金、これが同時点で国内店だけで約四百二十四兆円ではございますが、その一六%強にも達する大きなものとなっているわけではございます。

ノンバンクがこのように大きな存在となりまして資金仲介プロセスの重要な一翼を担うに至りま

した今日では、やはり金融全体の中での位置づけとして、ノンバンクが経営の健全性を維持しながら適正で円滑な資金仲介機能を果たしていくというところは、信用機構全体の健全性、安定性の確保の見地からも重要なことと考えられるわけではございます。

さらにもう一つ、土地融資関連で非常にノンバンクの活動が目立ってきておつたわけではございますが、先般、一月二十五日の政府の閣議決定の総合土地政策推進要綱などにおきましても、「いわゆるノンバンクたる貸金業者の土地関連融資の実態を把握し、より実効ある指導を行えるような方策のあり方について検討する。」とされているところでございませう。このようなノンバンクの位置づけ、ノンバンクの諸問題につきましては、現在、私どもの方でノンバンク研究会というふうな場もつくりましてノンバンクの実態や意義などについて検討を進めていただいているところでもございませう。私どもも検討を続けておりますが、そのようなものの結果を踏まえ、法的整備の適否も含めて、今後のノンバンクのあり方について検討したいと思ひます。

なお、その際に、委員の御指摘のように、全体としては金融制度、金融行政は自由化、規制緩和の流れにあることはそのとおりでございまして、そのようなものといかに調和させるかということ、法的整備をするとならないにかかわらず、私どもの方で十分さらに考えていかなければいけない問題であると思つております。

また、現にノンバンクを貸金業者というだけでとらえますとその数は三万七千もあるわけではございますが、今日のようないろいろな問題を生ずるに至りましたのは、その中の少数のものが非常に大きく発展してきたというふうなところから注目を浴びてきたというところもあるわけではございます。そのような顕著な活動をするノンバンクについて特に注目していただこうかとも考えているわけではございますが、なお、今後いろいろ検討してまいりたいと思ひます。

○和田教養君 もう一つ金融の問題で、金融の自由化の動きに伴いまして金融機関の合併が相次いで行われております。都市銀行同士の合併では太陽神戸と三井、この四月一日には協和銀行と埼玉銀行の合併がいよいよ実施されますし、さらに今度、東海銀行が東京の中堅信用金庫の三和信用金庫を救済合併することになったというふうに表示されております。

大蔵大臣はこの東海銀行と三和信用金庫の合併について結構なことだといふふうなことを述べたというふうな報道されておりますけれども、しかし、三和信金の場合には、過大な不動産融資や株の仕手戦で多額の負債を抱えた法人への過剰融資などで約二百億円に上る不良債権を抱えているというふうなことも言われておりました。今回のような吸収合併型の救済についてどうも大蔵省主導型、護送船団方式の延長ではないかというふうな批判もある。確かに預金者保護という立場から見ると一往たりとつづすわけにはいかぬという大蔵省の気持ちもわかるわけではございませうけれども、それがどこまで続けられるのかどうかということが一つ。

もう一つ、大型同士あるいは大型が小型を吸収合併するという形の合併がこのところ目につくわけですが、しかし、例えば信用金庫だとか信用組合だとかいう地域密着型の金融機関がそれぞれ合併するというケースは余り目につかない。しかし、本来ならばそういうところをもっと要するに力をつけるために合理化をして合併していく、そういうことでなければ、地域によつては本間に庶民や中小零細企業を親身に世話するそういう金融機関というものが手薄になるのではないかと、いふふうなことも考えられるわけですが、大蔵省の基本的な指導方針はどういうふうになっておるのか、ひとつお答えを願ひたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) まず申し上げたいと思ひますのは、東海銀行と三和信用金庫の合併につきましては、私どもは、金融自由化への対応力を高めるとともに地域金融の一層の充実をねらつて

おのおのが自主的な経営判断を行われたものという認識をいたしておりました。これが救済合併だといふ認識は持つておらないことをまず申し上げたいと思ひます。

私どもの立場からいいますと、金融機関の健全性確保や信用秩序維持という観点から、中小金融機関の状況を見守りながら、自己資本の充実の促進、預金保険制度の整備など環境整備を今日までも図つてまいりました。

そこで、金融機関の合併につきまして、私は金融機関がおのの経営判断によつて自主的に御判断をなさるべき問題だと考えておりますが、今後の金融自由化の進展や機械化などに対応するため、合併などにより経営基盤を強化し競争力を確保されるということが有効な手段の一つとなることは確かに考えられるところでございませう。しかし、今後経営環境が厳しくなるといふことは決してあり得ないと思ひます。各金融機関がそれぞれの経営面の特色を生かしたサービスを提供し、経営基盤を強化していく方策もあると思ひます。

そうした中において、今委員が例示に挙げられましたような考え方も含めまして、金融機関の合併、再編というものが今後どう進むかについては大変判断しがたいものがあると思ひます。しかし、いづれにしても、当局としては金融機関の経営判断による適切な合併というものにつきましては、地域における預金者の利便、資金の需給などに十分注意を払いながら円滑な実現に努力をしていきたい、そのように考えております。

○和田教養君 時間がなくなりましたが、国の補助金等の臨時特例法案について一、二お尋ねいたします。

国の補助金等の補助率等の暫定措置は昭和六十年から六年を経過しておられるわけですが、今回の法案でさらに三年延長されることになりました。そうなりますと、通算九年間にわたつて暫定措置がとられるということになるわけですが、これで

は暫定措置の期間がいかに長期にわたるのではないかと感じました。

そこで、補助率を各事業法の原則どおりに戻して、そして補助事業量を減らせば予算額では同じだということも言えるわけなんですけれども、なぜあえてそういうやり方をとらずにこういう暫定措置を続けるというふうな方式をとっておるのか、その理由についてひとつ御説明願いたいと思います。

○政府委員(小村武君) 今回も六十一年度ベースで補助率の引き下げの継続をお願いしているわけですが、これからの扱いにつきまして、今、事業量を減らせばいいじゃないかという御指摘もございしますが、一つの選択としてあり得ないわけではございませんが、私どもとしては現下の経済情勢等を見まして、やはり補助率を六十一年度水準で継続を三年間お願いをしているわけでございます。

三年間で九年にも及ぶではないか、後をどうするんだということですが、今後の取り扱いにつきましては、さらに関係省庁間で総合的な検討を行いまして、行革審の答申あるいはこれまでの経緯等を踏まえまして、暫定期間中に結論を得るよう関係省庁と相談をしてみたいと考えております。その際、経済情勢、財政事情あるいは各公共施設の整備状況等を勘案いたしまして、話し合いのつきましましたものにつきましては可能なものから逐次実施に移したいというふうに考えております。

○和田教義君 自治省にお聞きしたいんですけれども、そもそも補助負担金の問題は、単に率の問題ではなくて、国と地方の事務配分、地方団体の自主性などの観点から考えられるべきものだと私は考えます。現状においては地域経済の状況はさまざまであつて、税源の偏在による地方団体間の財政力の格差にも大きいものがあります。こうした状況において各自自治体の行政需要に十分こたえていくためには、地方財政調整制度を充実し地方の財源の拡大を図ることが必要であると思いま

す。また、その前提として、府県の権限を国にかつて強化するためには国と地方の事務の再配分などを行った上で補助金等の整理合理化を図るべきだということにも思われるわけですから、その点について自治省はどうお考えですか。

○政府委員(遠藤安彦君) 御指摘のように、地方団体が自主性、自律性を発揮できるようにするためには、地方行政の基盤を充実強化するということが必要であるというように認識いたしております。

そういった観点からは、ただいま御指摘がありましたように、国と地方との事務配分の見直しをする、あるいは国庫補助金の整理合理化に努める必要があるというように考えている次第であります。基本的には、まず住民に身近な事務を住民に身近なところで処理するという観点から国から地方へ権限移譲を積極的に進めていくことが必要であります。これに合わせて財政、特に地方交付税等の充実強化を含めて適切な国と地方との間の財源配分を行う必要があるというように思っております。

御指摘の交付税制度の運用の問題でございますが、自治省といたしましても、この交付税制度を通じてまして財源の均てん化に努め、今後とも地方団体が住民生活に直結いたしました社会資本の整備や地域住民の福祉の向上を積極的に展開し得るようになりたい、そのための地方一般財源の充実強化にも努めてまいりたいというように考えております。

○近藤忠孝君 この法案には賛成であります。従来の削減一辺倒とは異なつて、八四年度基準と比べて九一年度五千二百三十七億円となる削減額のうち一千三十七億円、約二割弱を還元する措置が中心となつてゐるからであります。しかし、手放して賛成するわけではないということも申し上げておきます。しかし、理由は時間がないので省略いたします。

まず最初に、補助金の削減が現場にどういう影響をもたらすのかということで、厚生省に質問を

いたします。

福祉施設の運営費、これは補助金カットの影響があらわれていると思うんですが、そこで身体障害者更生援護施設、老人福祉施設、児童入所施設、保育所、精神薄弱者援護施設、この五つの福祉施設の運営費で実際の臨調行革の初年度八一年度と九〇年度を比較してみますと、これは予算委員会に提出された資料であります。総事業費が八一年度一兆二千二百五十八億円、九〇年度は一兆八千七百九十三億円、六千五百三十五億円ふえています。しかし、その内訳をみると、国庫負担分の割合が八一年度は五六・九%、それが九〇年度三六・〇%です。二〇・九%の大幅ダウンです。金額にして三百四十四億円強。しかし、これは単純計算で三百四十四億円、八一年度と同じ構成比でいったとなれば四千七百二十七億円も減になる、こういう計算になります。

逆に、地方自治体の負担分が、構成比で見ますと、八一年度から九〇年度に対して二一・八%、額で約五千億円ふえています。それから住民負担も、ほぼ同じ割合、額にして一千八百四十八億円の負担増になります。

ですから、国庫負担が大幅に減つた分だけ地方自治体と住民の負担がふえて、いわばそれで穴埋めをしたということがくつきり出てゐるわけですね。こういったところに補助金削減の深刻な影響が出てゐると思うんですが、その影響は実際どうなのか、厚生省にお答えいただきたいと思ひます。

○説明員(松本省藏君) 御説明を申し上げます。社会福祉施設への措置費に関する補助率の問題でございますが、昭和六十一年の十二月に補助金問題検討会というところから報告が出ました。それで、社会福祉施設への入所の措置事務はできるだけ住民に身近なところで行われるべきだということで、従来は国の機関委任事務だったわけですが、これは国の機関委任事務の団体事務に交え

るという改正を行い、そしてまた施設の運営費については設備面についての最低基準についても簡素合

理化を図りまして、地方公共団体の自主性に基づいた行政に改めていくことに合わせまして国庫補助率を二分の一にするということが適当だということになつたわけでございます。

それを踏まえまして、六十一年から六十三年度までの三年間、国庫補助率を二分の一にする、その暫定期間中に今申しましたような各種の措置をとつてまいつたわけでございますが、さらにこのような事情を踏まえまして改めて関係省庁間で平成元年度予算に向けて検討を進めました。国と地方との機能分担あるいは費用負担のあり方あるいは財政状況等を総合的に勘案しながら種々検討したわけでございますが、最終的に平成元年度以降は国庫補助率二分の一で恒久化をするということに制度改正を行つたところでございます。したがつて、国と地方との負担割合の変更ということを事務の性格を改めることに合わせまして行つたということでございます。御理解をいただきたいと思ひます。

○近藤忠孝君 制度の変更ということと答弁されましたけれども、これはやっぱり現場では大変な影響が出ておると思ひます。それから次に、厚生省と大蔵大臣に国保財政について質問いたします。

八一年度三兆九千三百三十四億円、八九年度は五兆九千四百五十一億円、この間二兆百三十八億円増加してゐます。このうち国庫支出金で見ると額で七百十九億円ふえてゐますが、全体の構成比で見ると八一年度五八・八%から八九年度三九・六%、これも大幅に一八・四%比重が低下してゐます。一般会計繰入金は一・八%ふえましたが、しかし住民からの国保料徴収、これは八一年度一兆三千三百億円、構成比三三・三%、それが八九年度は二兆三千二百九十四億円、構成比三九・二%、率では五・九%ですが金額としては一兆百九十四億円の増加になります。

ですから、国保財政の増加は、国庫支出金などが比重を著しく下げる一方で、その大半が住民からの保険料の徴収増となつておるわけでありま

す。もし八一年度の国庫支出金構成比五八・〇％のまま来たと仮定しますと、八九年度は三兆四千四百八十二億円となつて、実際一兆九百四十四億円も減額されたこととなります。国保料引き上げによる住民負担の増加とほぼ同じ額なんです。

我々地方へ行きますと、大体どこの自治体でも国保料が高いと言ふんです。これは率直に出てくる住民の声なんです。結局、国庫支出の減つた分が住民負担になっていきますからね。だから私は、これはひとつ厚生省は国庫支出金増額ということを考えるべきではないのか、財政を押さえている方の大蔵大臣もこれは何とかすべきじゃないのかと思ふんですが、それぞれお答えいただきたいと思ひます。

○説明員(辻智夫君) 国民健康保険制度のお尋ねにつきましてお答えいたします。

国民健康保険制度の今の前提といたしまして、実は人口構成が非常に高齢化いたしております。老人加入割合で申しますと、七十歳以上が老人保健法の対象でございますけれども、例えば政管健保と比較いたしますと、政管健保が四・六％でございますが、これに對しまして国保は一五・五％。あるいは七十歳以上を除きましても政管が三十二・四歳に對して国保が三十九・六歳。要するに高齢化の影響が国保に行つてゐるわけでございますが、実はこのような状況に對して恒久的な負担のあり方を確立しなければならぬというところで、五十七年の老人保健法の改正、そういうものを通していわば高齢化に對する負担のあり方という道への改革を行つてまいりました。

例えば、今年度におきましては、老人保健法で加入者按分率一〇〇％ということでは、全制度から公平に負担をいただく、こんな改正をした結果、被用者保険からの拠出金等の増によりまして国庫支出金がむしろ減つてゐる、こういう形でございまして、保険料負担をふやすというような考え方でやつてゐるわけではありせん。それから、昨年六月に国民健康保険法の改正を

行ひまして、これは低所得者が多いという国民健康保険法の実態に應じて基盤安定制度、その部分に着目いたしまして公費を導入するという改正を行つておりますが、これに伴ひまして国庫負担金もふやせていただいております。

このような観点から、私も国庫負担につきましてはこれまで十分の努力を行つてきておると考えております。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 長々しゃべつてもいいですか。

○近藤忠孝君 いや、簡単に。もう一問聞かなくやいけません。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 本日は五十七年度に創設された老人保健制度のもとにおける老人医療費の共同負担の仕組みからきつちり御答弁をさせていただきますところでありまして、長く答弁をさせていただきますこととありますが、簡潔にお答えをさせていただきます。

私もとしては、一連の制度改正を通じて財政の安定化が図られてまいつた国民健康保険、しかしその国民健康保険も社会保険制度であります以上、保険料を主たる財源とすべきでありまして、国庫負担の割合は給付費の二分の一が限度と考えられるところから、これ以上の増額は考えておりません。

○近藤忠孝君 ただ、実際上は国保財政は八十七年以降三年間、一千億円を超す赤字になつておるといふこの事実、それからこれは意見として申し上げますけれども、国保料引き上げはやるべきだし、また減免措置などの充実をすべきだといふ、これは意見として申し上げます。

最後に、一分で質問し答弁もお願いをしようかと思つていますが、補助金カットの影響が大変大きい。もうこの補助金カット総額が七兆円を超えますよね。金額はもうやめますが、しかし、その分がこの補助率の削減を補つてゐるために建設地方債の発行、これは累積額もほぼ同じ額に匹敵すると思ふですね。さらにもつと累積額が続いていくと一体これはどうするか大問題だと思ひま

すが、残つてゐる一分の間で答えたいでございます。

○政府委員(遠藤安彦君) 御指摘のとおり、これまでの補助金のカットに對しましてその大部分は建設地方債を充当するという方法をとつてきたわけでございますが、先生は数字をおしやうかと思ひます。そのうち投資的経費に關連する主なものは臨時財政特例債でございます。これまでの累積が四兆円ございまして、これをどうするかという問題であります。

一つは、個々の地方団体でこれを発行いたしておりますので、個別の地方団体に對してどうするかという問題があります。個別の地方団体に對しましては、それぞれの臨時財政特例債の元利償還金につきまして一〇〇％これを交付税の基準財政需要額に算入するというところで、当該団体の財政運営に支障なからしめるように措置するというところでございます。

もう一つは、地方財政全体としてこの臨時財政特例債の元利償還金に對してどのような財源手当てがあるのかという問題にならうかと思ひますが、この点につきましては、国庫当局から一定の元利償還金に見合つた交付税の繰り入れがあるというところでございます。具体的に申し上げますと、直轄事業に係ります元利償還金についてはその九〇％を交付税に上乗せする、それから補助事業につきましては六十二年度カット分については九〇％、六十一年度カット分につきましてはその五〇％の国からの財源補てんがあるということでございます。そういうものを組み合わせまして個別の団体に一〇〇％交付税による措置を講ずるというところで、地方財政の運営に支障がないように措置してまいりたい、このように思つております。

○三治重信君 この国の補助金等の臨時特例に關する法律案については、民社党は賛成をいたします。そこで、この補助金のカットはやはり国の財政

の不如意から出てきてゐる問題だと思ふのですが、そして補助金をカットしたのが、大蔵省の資料によると六十年度は五千五百億円、六十一年度は五千二百億円、それで今回の改正で見込みで千六百億円程度回復をする、こういうふうな説明を受けてゐるわけなんです。国が削減した費用に對しては、地方財政にしが寄つたというのか、地方に事業費の捻出を全部任せせたのか、国が地方債なり交付税の中でのやりとりをやつたのか、その点をちよつと御説明願ひます。

○政府委員(遠藤安彦君) 六十年以降の補助金削減に對してどのような措置を講じたかという御質問と存じます。

六十年以降の国庫補助負担率の暫定的な引き下げ措置に對しまして地方財政への影響額につきましてはトータルで七兆三千億円ほどになつております。このうち地方交付税の特例で加算をいたしたのが七千六百億円、それから地方税の税率の特例、これはたゞ消費税でございますが、この分が三千六百億円、いわゆる一般財源は大体一兆一千億円ほどになるわけでございます。

その余の六兆二千億円が建設地方債でございます。この建設地方債は、種類といたしましては二つに分かれますが、投資的経費のカット分に各地方団体が発行いたします臨時財政特例債、これが四兆一千億円、それから経常経費のカット分に關連いたしまして、またもう一つは事業量確保のために補助率のカット分を事業量確保の補助金に使用した分に係る地方負担の増、これに充当するため発行されたものが調整債と言われるものであります。これが約二兆一千億円ということになつております。

地方交付税は一般財源でございますが、建設地方債につきましては臨時財政特例債についてはその一〇〇％を基準財政需要額に算入する、調整債につきましては平均すると大体九〇％程度になるうかと思ひますが基準財政需要額に算入するということ、各地方団体の財政運営には支障がないように措置をいたすということでございます。

す。これは地方自治の姿として私はいいいことだと思ひます。しかし、自治体によっては財政的に余裕のないところもあるわけで、こういうところを救うために地方交付税というのがあるわけなんですけれども、来年度は地域福祉基金の創設を盛り込んでいます。社会福祉費の基準財政需要額、これが決して十分ではないと思ひます。

おもしろいのは、自治省がこの基準額の出し方について、十五年前はたしか十万人を対象にした場合、福祉事務所に二十二人の人間を置いたのにもかかわらず、今度は一人少なくなっているんですね。これから、言わずと福祉の内容というのはもう多種多様をきわめてまいりましようし、それから窓口もどんどん広がっていくように思ひます。そうしますと、十五年前は二十二人を基準にしていたものが今度は一人減る、こういう大変おかしな結果が出てくるように思ひます。

この問題は自治省に聞くことかもしれませんが、けれども、きょうはあえて厚生省にその辺の感想で結構ですからお考えを伺いたいんです。立場上お答えいただくのは難しいとは思ひますけれども、率直なところを聞かせていただきたいと思います。

○説明員(亀田克彦君) 社会福祉を推進するための経費の地方交付税の算定についてでございますが、厚生省としても適宜関係省庁に要望を行ひまして、毎年度必要な見直しが行われているところでございます。そういうことで、現時点においては一応必要な財源確保がなされているのではなからうかというふうに考えておるところでございます。

なお、先ほど先生からお話しございましたけれども、平成三年度につきましては、地方公共団体が地域の創意と工夫を生かしつつ地域の実情に応じた高齢者保健施策の展開を図るため、高齢者保健施設推進特別事業という事業が交付税に盛り込まれているところでございます。そういうことで、今後とも社会福祉を推進するため必要な財源の確保に努めてまいりたいというふうに考えてお

ります。

なお、先ほど福祉事務所の職員の算定が少し減ったというようなお話ございましたけれども、最近生活保護の被保護者数がかなり減ってきておりまして、そういうものを反映させた措置ではなからうかというふうに考えておるところでございます。

○下村泰君 次は地域福祉、在宅福祉についてちょっと伺ひますが、これはまさに地方公共団体の仕事だと思ひます。しかし、それに伴う財源確保がなかなか難しいというところも多いのが現実であります。それをどうやって支えていくか、交付税のあり方、補助金のあり方をここでしっかり考えていきたいと思います。

国、地方、それぞれに政策目標もあり、一概に論じるわけにはまいりませんが、平成元年十二月に出た臨時行革審の「国と地方の関係等に関する答申」でも言われています「補助金等の統合・メニユー化」、これは在宅福祉関係の補助金のあり方に一つのヒントを与えていると思うんですが、ホームヘルパー事業は既に一〇〇％にかなり近づいている一方、デイサービスとかショートステイ、これはこれからです。それぞれの事業一つをとっても、そのあり方、方法、内容に地域性があると思ひます。一方で、地方の単独事業が実に多種多様にわたっております。あんな・マツサー・ジ・サ・ビス、入浴券、おむつの支給、理髪サービス、布団の乾燥消毒などはほんの一例ですけれども、こうしたきめ細かい事業を支え育てる財政のあり方を考えてはどうかと思ひます。

こう言うところの基金の名を挙げられますけれども、その趣旨、額とも私の考えるものとは大分違います。厚生省はどういうふうに考えてますか。そして大蔵大臣はいかがでしょうか。

○説明員(中村秀一君) 答えさせていただきます。高齢者の在宅福祉の進め方についてのお尋ねであります。在宅の老人福祉対策といったしましては、国庫補助事業で行っているものがございます。今お話し出ましたホームヘルパー、デイ

サービス、ショートステイ、あるいは車いすなどを貸与いたします日常生活用具の給付等事業などがございまして。これらの事業につきましては、いづれも在宅の寝たきりや痴呆性の老人などの要介護老人に対する福祉サービスとしては基本的なものであり、まさに根幹をなすものである、こういうふうに考えております。

したがいます。これらの事業につきましては老人福祉法でも法律上の事業として位置づけられているところであり、全国の市町村で基礎的に実施していただくべき事業と考えておりますので、今お話し出しましたようないわゆるメニユー化などにはなじまないものと考えておりまして、国といいたしましても国が支援する事業として支援させていたいただきたいと思います。

他方、先生から御指摘がありましたように、老人福祉対策、特に在宅福祉対策は地域対策でございます。推進というのにも必要になってくると思ひます。昨年六月に改正されたいたいただきました老人福祉法の中におきましても、在宅福祉につきましては、市町村が国の補助事業とあわせて地域の実情に応じてきめ細かい事業を講ずることによつて、日常生活を営むのに支障が生じたお年寄りに対しても在宅で引き続き暮らし続けられるように積極的に支援に努めなければならないというふうに規定されておりました。まさに在宅福祉が地域の実情に合った福祉として進められる必要があると思ひます。こういうようなものにつきまして、地域の実情を踏まえて独自の施策として進めていただくことが適当であると考えております。

で、地方交付税上もいわゆる地方単独事業分の所要額が算定されているものと、こういうふうには私どもは理解をさせていたいております。

なお、平成三年度の予算におきましては、先ほど先生からもお話しございました地域福祉基金の設置に要する費用が地方交付税上算入されまして、地域の実情に応じて民間団体等が行う在宅の保健サービス等に対しても助成ができる、こ

ういうふうになっていると承知しておりますので、これらの措置と、いわゆる地方の単独事業、それから国の補助事業、これが相まちまして、まだ日本では立ちおくれれていると言われております在宅福祉サービスが今後積極的に進められるものと、こういうふうな考えております。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今厚生省の方からお答えがありましたけれども、例えば私は障害者社会参加事業のようにメニユー化に非常に向いた仕事というものが福祉の関係には一つ存在すると思ひます。同時に、例えばホームヘルパー派遣事業でありますとかいわば在宅福祉サービスとしての基礎をなす基本的なもの、こういうものはメニユー化にふさわしくないもの、そう思ひます。ですから、これから先も個々のその施策の性格をよくつかみながら必要に応じた対応をしていく努力が欠かせない、そのように思ひます。

○下村泰君 委員長、もう一問なんです、よろしいでしょうか。

○委員長(大河原太一郎君) 簡潔に願ひます。

○下村泰君 これはぜひとも大臣にひとつお答え願ひたい問題なので、恐れ入りますがもう一つお願いいたします。

施設整備について伺ひたいんですが、昨年行われた総理府の「社会資本の整備に関する世論調査」というのがございまして。これは新聞の記事にも出ておりますけれども、身近な問題として望んでいるのが道路、下水道、それから国全体として整備を望むものが福祉厚生・医療関係施設(老人ホーム・病院)、こういうものがあります。

それで、来年度、公共投資で生活関連重点化枠を設け、社会福祉施設整備三十六億、老人保健施設整備四億四千五百万円が配分されたんですけれども、四年度以降もこれは続けられるんでしょうか、それとも三年度で止まってしまうんでしょうか。

厚生問題にしましては現大蔵大臣は大変詳しいはずの方で、私以上に精通されていらっしゃる方でもありますし、殊にこの公共投資を進めていく上では障害者、高齢者に対するきめ細かい注意を

ひとつ必ず払っていただきたい、こう思いますので、どういふふうになりましようかお伺いいたします。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 委員の御指摘のお気持ちはよく理解をしております。たゞ、今、平成三年度予算を御審議いただいておるさなかであります。この平成三年度予算が成立いたしました後に、平成四年度の概算要求基準をどのようにするか、そしてその中において生活関連重点化枠を三年度と同じような考え方で設けるのが適当かどうか、適当だとするならば金額的にあるまじい少くとも少し大きくとるか、その辺については考えたいと思っております。今この問題にまだ結論を出しておりません。ただ、委員から御注意を喚起されたものと受けとめて、今後とも脳裏に刻み込んでおきたいと思っております。

○下村泰君 ありがとうございます。

○委員長(大河原太一郎君) 以上で本案に対する質疑は終局いたしました。

○委員長(大河原太一郎君) 次に、欧州復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案の三案を便宜一括して議題とし、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。橋本龍太郎大臣。

○国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となりました三案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、欧州復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案につきまして、御説明申し上げます。

この法律案は、別途本国会において御承認をお願い申し上げております欧州復興開発銀行を設立する協定に基づき、我が国が同銀行に加盟するために必要な措置を講ずることを目的とするものであります。

欧州復興開発銀行は、民主化・自由化を目指し

た改革が進められている東欧諸国を支援するため、これら諸国における市場経済への移行及び民間部門の経済活動を促進することを目的として設立されることとなっております。政府といたしましては、我が国が同銀行に加盟し東欧諸国の改革を支援することは、これら諸国の経済発展を促進するとともに我が国と地域との経済関係を緊密にするものであると考え、欧米主要国とともに同銀行に加盟することを決意した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、政府は同銀行に対し、加盟に伴う当初出資として約千四百四十八億円の範囲内において本邦通貨により出資することができるとするほか、予算で定める金額の範囲内において本邦通貨により追加出資し、また同銀行の特別基金に充てるため拠出することができるといたしております。

第二に、同銀行への出資及び拠出は国債の交付によることが認められておりますので、国債の発行権限を政府に付与するとともに、その発行条件、償還等に関して必要な事項を定めることといたしております。

第三に、同銀行が保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務は、日本銀行が行うことといたしております。

次に、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、御説明申し上げます。

政府は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、特惠関税制度、関税率等について所要の改正を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、特惠関税制度の改正であります。平成三年三月末に適用期限の到来する特惠関税制度について、さらにその適用期限を十年延長す

るとともに、特定の鉱工業產品等に係る適用限度額等の算定の基礎となる基準年次の変更及び適用限度額等の拡大を行うことといたしております。

第二は、関税率等の改正であります。オキサミド等の関税率を撤廃するほか、平成三年三月末に適用期限の到来する暫定関税率及び関税の免税還付制度について、これらの適用期限を延長する等、所要の改正を行うことといたしております。

以上のほか、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の改正に伴い、関税率表の品目分類につき所要の調整を行うことといたしております。

最後に、航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、御説明申し上げます。

政府は、海上運送貨物に係る税関手続の迅速かつ的確な処理を図るため、航空運送貨物に加え、海上運送貨物についても電子情報処理組織を使用して処理することができるようになるなど、所要の改正を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、法律の題名を電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律に改めることといたしております。

第二に、電子情報処理組織により処理される税関手続に、海上運送貨物に係る税関手続を含めるための所要の改正を行うことといたしております。

第三に、航空貨物通関情報処理センターの名称を通関情報処理センターに改めるとともに、同センターの業務に海上運送貨物に係る電算処理業務を含める等、所要の改正を行うことといたしております。

以上が欧州復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

の提案の理由及びその内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(大河原太一郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

三案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十五分散会

三月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、欧州復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(予備審査のための付託は二月十六日)

一、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十一日)

一、航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十一日)

第二号中正誤

ページ	段行	誤	正
二	七	公表	講評
三	二	いこうス	いこうというス
三	二	いこうス	いこうというス

平成三年三月二十七日印刷

平成三年三月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K